

## 役員選任規程

平成 25 年 5 月 8 日 理事会決定

### (目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人東京グラフィックサービス工業会（以下「この法人」という。）定款第 2 3 条第 1 項に定める理事及び監事（以下「役員」という。）の選任を公正に行うため、必要な事項を定める。

### (選任する役員数)

第 2 条 総会において選任する役員数は、次のとおりとする。

理事 1 2 名以上 1 7 名以内 監事 2 名以上 3 名以内

2 前項により選任された各役員に欠員が生じたときは、その役員数がこの法人定款第 2 2 条第 1 項に定める数の下限を下回らない場合には、次に開かれる総会まで補欠選任をしないことができる。

### (役員選考委員会)

第 3 条 この法人の役員選任に関する事項を管理し、執行するため役員選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (委員会の組織)

第 4 条 委員会は、委員 1 0 人以上 1 5 人以内をもって組織する。

- 2 委員会に委員長 1 人を置く。
- 3 委員長は、委員において互選する。
- 4 委員長は、委員会を代表しその事務を統括する。
- 5 委員長は、副委員長を若干名指名することができる。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

### (委員の選任)

第 5 条 委員会の委員は、各地域から推薦された正会員及び顧問、相談役のうちから理事会の議決を経てこの法人の会長が委嘱する。

2 委員は、この法人の役員以外の会員のうちから選ばなければならない。

### (委員の任期)

第 6 条 委員の任期は、就任後 2 年間とする。ただし後任者が選任されるまでは、その職務を行う。

2 補欠により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の資格喪失)

第7条 委員が役員候補者となったときは、その資格を喪失する。

(委員会の職務) 第8条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 役員選任に関する総会へ推薦する役員候補者の決定
- (2) その他役員選任に関する事項

(委員会の招集)

第9条 第1回委員会は、この法人の会長が役員改選時の6ヶ月以内に招集する。

(委員会の運営)

第10条 第2回目以降の委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会の議事は、特別に定める場合を除き、委員総数の3分の2以上が出席しその過半数で決する。
- 3 委員会の決議は書面によることができる。

(役員候補者の推薦)

第11条 委員会は、この法人定款第23条第1項の規定に基づき選任される役員候補者を総会に推薦する。

(役員選任の手続)

第12条 総会は、前条により推薦された役員候補者について、承認決議をもって選任する。

- 2 役員選任にあたり、立候補者及び推薦候補者の合計が選任する役員数を超えた場合は、総会において選挙により役員を選任する。選挙の方法は、その都度総会において決定し、実施する。
- 3 選挙が実施される際には、委員会がそれを主管する。

(事務局)

第13条 委員会の事務は、この法人の事務局が行う。

(内規の改廃)

第14条 本規程の改廃は、理事会の議決を経なければならない。